

表3 法令に基づく水質検査

水質項目	水質基準値	省令に定める回数	回数減可能項	定めた検査計画	
				検査回数	検査回数を定めた理由
一般細菌	100個/ml以下	月1回	—	月1回	省令に定める回数
大腸菌	不検出	月1回	—	月1回	
カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	年4回	○	年4回	安全性及び性状の確認のため
水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	年4回	○	年4回	
セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	年4回	○	年4回	
鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	年4回	○	年4回	
ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	年4回	○	年4回	
六価クロム化合物	0.02mg/l以下	年4回	○	年4回	
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	年4回	○	年4回	
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	年4回	—	年4回	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	年4回	○	年4回	省令に定める回数
フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	年4回	○	年4回	
ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	年4回	○	年4回	安全性及び性状の確認のため
四塩化炭素	0.002mg/l以下	年4回	○	年4回	
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	年4回	○	年4回	
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	年4回	○	年4回	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	年4回	○	年4回	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	年4回	○	年4回	
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	年4回	○	年4回	
ベンゼン	0.01mg/l以下	年4回	○	年4回	
塩素酸	0.6mg/l以下	年4回	—	年4回	省令に定める回数
クロロ酢酸	0.02mg/l以下	年4回	—	年4回	
クロロホルム	0.06mg/l以下	年4回	—	年4回	
ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	年4回	—	年4回	
ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	年4回	—	年4回	
臭素酸	0.01mg/l以下	年4回	—	年4回	
総トリハロメタン	0.1mg/l以下	年4回	—	年4回	
トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	年4回	—	年4回	
ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	年4回	—	年4回	
ブロモホルム	0.09mg/l以下	年4回	—	年4回	
ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	年4回	—	年4回	
亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	年4回	○	年4回	
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	年4回	○	年4回	
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	年4回	○	年4回	
銅及びその化合物	1.0mg/l以下	年4回	○	年4回	
ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	年4回	○	年4回	安全性及び性状の確認のため
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	年4回	○	年4回	
塩化物イオン	200mg/l以下	月1回	—	月1回	省令に定める回数
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	年4回	○	年4回	
蒸発残留物	500mg/l以下	年4回	○	年4回	安全性及び性状の確認のため
陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	年4回	○	年4回	
ジオスミン	0.00001mg/l以下	注1	○	年1回	地下水源であるため年1回の安全性及び性状確認
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	注1	○	年1回	
非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	年4回	○	年4回	安全性及び性状の確認のため
フェノール類	0.005mg/l以下	年4回	○	年4回	
有機物質(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	月1回	—	月1回	省令に定める回数
pH値	5. 8~8.6	月1回	—	月1回	
味	異常でないこと	月1回	—	月1回	
臭気	異常でないこと	月1回	—	月1回	
色度	5度以下	月1回	—	月1回	
濁度	2度以下	月1回	—	月1回	

注1 湖沼等の停滞水を水源とする場合は、藻類の発生する夏季に月1回検査を行い、その他の期間は省略可能であり、また地下水等の、藻類の発生が少なく検査を行う必要がないことが明らかである、と認められる水源の場合は省略可能です。

- 検査回数減が可能な項目
- 検査回数減が不可能な項目

各採水地点(給水栓)は次のとおり。
津田沼1丁目公園、花咲児童遊園、東習志野8丁目児童遊園、三山北公園